

【施設基準について】

1. 機能強化加算

かかりつけ医として次のような取り組みを行っています。

- ・ 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。
必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ・ 他医療機関の処方医療品も含めた服薬管理を行っています。
- ・ 介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- ・ 必要に応じ、訪問診療や往診に対応します。
- ・ 日本医師会かかりつけ医機能研修制度 応用研修会を修了しています。
- ・ 体調不良等、患者様からの電話等による問い合わせに対応しています。
- ・ 厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

2. 医療DX推進体制整備加算

オンライン資格確認システムの導入により、医療DX推進体制を整備しています。

- ・ 電子情報処理組織の使用による請求を実施
- ・ 電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を整備
- ・ オンライン資格確認等システムの活用により、受診歴、薬剤情報、特定健診情報等を診療を行う診察室、処置室等において、医師等が閲覧及び活用できる体制を整備
- ・ 電子処方箋により処方箋を発行できる体制を整備（※1）
- ・ 電磁的方法により診療情報を共有し、活用する体制を整備
- ・ 電子資格確認に係る実績を一定程度有している
- ・ 質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行っている
（※1）に関して、基本的には院内処方で行っています。

3. 医療情報取得加算

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。

（オンライン資格確認システムを導入しています）

受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざすだけで保険証確認ができます。

受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。

4. 明細書発行体制等加算

領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の名称及びその点数を記載した詳細な明細書を無償で交付しています。

5. 地域包括診療加算

- ・ 健康相談及び予防接種に係る相談を実施しています。
- ・ 当該保険医療機関に通院する患者様について、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応しています。
- ・ 患者様の状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行っています。

6. 情報通信機器を用いた診療

オンライン診療は当院をかかりつけ医として受診されている患者様のみ行っております。
初診での向精神薬の処方を行っておりません。
詳細は院長からご説明となりますので、診療時間内にお問い合わせください。

7. 外来後発医薬品使用体制加算

後発医薬品（ジェネリック医薬品：先発医薬品と同じ成分を含み、同じ効果が期待できる医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。

医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の代替品の提供等、処方変更に関して適切な対応ができる体制を整備しています。

医薬品の供給状況によって処方する薬剤が変更となる場合は十分にご説明いたします。

長期収載品の選定療養について

令和6年度の診療報酬改定に基づき、令和6年10月から後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別料金（選定療養費）をお支払いいただきます。

【対象となる医薬品について】

- ・ 後発医薬品が発売され、5年以上経過した先発医薬品（準先発医薬品も含む）。
- ・ 後発医薬品への置き換え率が50%以上の先発医薬品。

【対象から除外される場合】

- ・ 医師が医療上の必要があると認められる場合。
- ・ 在庫状況等により、後発医薬品の提供が困難な場合等。

【自己負担額について】

- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として医療保険の自己負担金と合わせてお支払いいただきます。

ご理解とご協力をお願いいたします。